

議案乙第10号

「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、  
長時間労働是正を求める意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会  
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月20日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

文教福祉委員会委員長 溝 手 宣 良

提案理由

子どもたちの豊かな学びの保障のため、教員不足の解消と学校の長時間労働の是正により持続可能な学校の実現に資する施策が実施されるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣



「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、  
長時間労働是正を求める意見書

文部科学省が2024年4月に実施したアンケートによると、多くの教育委員会において教員不足の状況が依然として厳しいことが明らかとなっている。今、学校現場は、教員志願者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加などにより、深刻な教員不足に陥っている。教員不足を解消し、持続可能な学校を実現するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種についても時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が適用される教員については上限規制があるものの、罰則を伴わないため、上限規制が守られない状態が放置されている。

「骨太方針2024」では、中央教育審議会の提言を踏まえ、「2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年通常国会へ給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などが不可欠である。2019年に改正された給特法に対する附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせない。

こうした観点から、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する次の事項が実行されるよう強く要請する。

記

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
- 2 部活動の地域移行を更に進めること。
- 3 学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 4 教職員定数改善を実施すること。
- 5 自治体での働き方改革の取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 6 教職員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 7 今後も定期的に勤務実態調査を行うこと。また、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

岡山県総社市議会議長 村 木 理 英